

平成 25 年 9 月 5 日

## 第 3 回定例会提案理由説明書

登米市議会  
議員 番

報告第 5 号	平成24年度登米市一般会計継続費精算報告について
---------	--------------------------

本件は、平成 24 年度一般会計の継続費に係る事業が完了したことに伴い、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により、継続費精算報告書を調製したもので、議会に報告するものであります。

報告第 6 号	平成24年度登米市健全化判断比率の報告について
---------	-------------------------

本件は、平成 24 年度決算に基づく登米市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 7 号	平成24年度登米市資金不足比率の報告について
---------	------------------------

本件は、平成 24 年度決算に基づく登米市資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 8 号	放棄した債権の報告について
---------	---------------

本件は、登米市債権管理条例（平成 22 年登米市条例第 43 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき市が放棄を決定した債権について、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 9 号	登米市土地開発公社の経営状況について
---------	--------------------

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、登米市土地開発公社の経営状況について、議会に報告するものであります。

報告第10号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について
報告第11号	株式会社とよま振興公社の経営状況について
報告第12号	株式会社みやぎ東和開発公社の経営状況について
報告第13号	株式会社いしこしの経営状況について
報告第14号	株式会社みなみかた町振興公社の経営状況について
報告第15号	株式会社なかだ農業開発公社の経営状況について

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、市が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している一般財団法人及び株式会社の経営状況について、議会に報告するものであります。

議案第100号	平成25年度登米市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第101号	平成25年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第102号	平成25年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第103号	平成25年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第104号	平成25年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第105号	平成25年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第106号	平成25年度登米市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第107号	平成25年度登米市病院事業会計補正予算（第 2 号）
議案第108号	平成25年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）

本案は、平成 25 年度登米市一般会計補正予算（第 5 号）から平成 25 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）までについて、各種会計予算の補正を行なうものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5 億 3,077 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 475 億 999 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、取水施設の整備等に伴う水道事業会計への繰出金 4,260 万円、事業復興型雇用創出事業 8,436 万円、工業団地整備に伴う宅地造成事業特別会計への繰出金 1 億 158 万円、小・中学校理科教材備品設備整備事業 6,350 万円などを計上しております。

歳入では、市町村合併推進体制整備費補助金などの国庫支出金 1 億 4,339 万円、緊急雇用創出事業補助金などの県支出金 1 億 1,987 万円、介護保険特別会計などからの繰入金 4,565 万円に加えて、前年度繰越金を 2 億 3,395 万円増額し計上しております。

また、債務負担行為補正として追加 4 件、地方債補正として変更 2 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で事業の精算に伴う返還金など 1 億 2,274 万円を、後期高齢者医療特別会計の歳出で広域連合への納付金や一般会計繰出金など 1,193 万円を、介護保険特別会計の歳出で事業の精算に伴う返還金など 7,288 万円を計上しております。

下水道事業特別会計では、歳出で浄化槽施設整備事業など 960 万円、地方債補正として変更 2 件を、宅地造成事業特別会計の歳出で工業団地整備事業など 1 億 175 万円を計上しております。

企業会計については、水道事業会計で保呂羽浄水場取水施設整備事業等の建設改良費 5,905 万円、水道事業費用 615 万円を増額、企業債補正として追加 2 件を計上しております。

病院事業会計では、結核患者収容病室整備のための建設改良費 3,654 万円と、その財源として国・県補助金の増額、債務負担行為補正として追加 2 件を計上しております。

老人保健施設事業会計では、特別損失として過年度損益修正損を計上しております。

議案第109号	登米市ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例について
---------	------------------------------

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）が平成 25 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の一部が改正され、難病患者に対するホームヘルパーの派遣に関する事業が、障害者自立支援法から題名変更された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の適用範囲となったことから、本条例を廃止するものであります。

議案第110号	登米市子ども・子育て会議条例の制定について
---------	-----------------------

本案は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部が平成 25 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、同法第 77 条第 1 項に規定する「審議会その他の合議制の機関」を設置するため、条例を制定するものであります。

（新旧対照表 6 ページ）

議案第111号	市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
---------	---

本案は、地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、平成 26 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、延滞金の割合が見直されることにより、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 7 ページ）

議案第112号	登米市基金条例の一部を改正する条例について
---------	-----------------------

本案は、登米市震災復興基金の基金残高がなくなったことから、登米市震災復興基金を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 8 ページ）

議案第113号	登米市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
---------	---------------------------

本案は、企業立地投資奨励金の交付について、交付限度額の引き上げを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 9 ページ）

議案第114号	平成24年度登米市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
---------	--------------------------------

本案は、平成 24 年度登米市水道事業会計決算で生じた未処分利益剰余金を企業債の償還に充当するため、全額を減債基金に積立て処分を行うことについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

認定第 1 号	平成24年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	平成24年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号	平成24年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号	平成24年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号	平成24年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号	平成24年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成24年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成24年度登米市水道事業会計決算認定について
認定第9号	平成24年度登米市病院事業会計決算認定について
認定第10号	平成24年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

本案は、平成24年度登米市一般会計歳入歳出決算ほか9会計の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものであります。

議案第110号関係

登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正案				現行				
別表 (第2条、第4条関係)				別表 (第2条、第4条関係)				
名称	報酬		旅費	名称	報酬		旅費	費用弁償
	区分	金額			区分	金額		
(略)				(略)				
民生委員推薦会			(略)	民生委員推薦会			(略)	
登米市子ども・子育て会議	会長	日額 7,000円	職員旅費適用					
	委員	日額 6,000円	職員旅費適用					
児童厚生施設運営委員会			(略)	児童厚生施設運営委員会			(略)	
(略)				(略)				

市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>2 当分の間、第5条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>3 (略)</p>



登米市基金条例 新旧対照表

改正案	現 行																								
<p>第1条・第2条 (略) (積立基金の設置等)</p> <p>第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">基金の名称</th> <th style="width: 40%;">設置の目的</th> <th style="width: 30%;">積立額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(21) _____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>(21) (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略) 第4条～第9条 (略)</p>	基金の名称	設置の目的	積立額	(略)			(21) _____	_____	_____	(21) (略)	(略)		<p>第1条・第2条 (略) (積立基金の設置等)</p> <p>第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">基金の名称</th> <th style="width: 40%;">設置の目的</th> <th style="width: 30%;">積立額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(21) 登米市震災復興基金</td> <td>震災復興事業に要する経費に充てる。</td> <td>市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>(22) (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略) 第4条～第9条 (略)</p>	基金の名称	設置の目的	積立額	(略)			(21) 登米市震災復興基金	震災復興事業に要する経費に充てる。	市長が定める額	(22) (略)	(略)	
基金の名称	設置の目的	積立額																							
(略)																									
(21) _____	_____	_____																							
(21) (略)	(略)																								
基金の名称	設置の目的	積立額																							
(略)																									
(21) 登米市震災復興基金	震災復興事業に要する経費に充てる。	市長が定める額																							
(22) (略)	(略)																								

登米市企業立地促進条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第8条 (略) (企業立地投資奨励金) 第8条の2 (略)</p> <p>2 企業立地投資奨励金の交付額は、投下固定資産額と地方税法第341条第9号に規定する固定資産課税台帳に登録された課税標準額のいずれか低い方の額(固定資産のうち土地を除く資産の取得に要した経費を対象として企業立地促進奨励金以外の奨励金その他の給付金(規則で定めるものを除く。以下この項において「給付金」という。)を交付される場合においては、投下固定資産額と当該固定資産課税台帳に登録された課税標準額のいずれか低い方の額から当該給付金の額を減じて得た額)に100分の20を乗じて得た額とし、<u>3億</u>円を限度とする。</p> <p>3 (略) 第9条～第18条 (略)</p>	<p>第1条～第8条 (略) (企業立地投資奨励金) 第8条の2 (略)</p> <p>2 企業立地投資奨励金の交付額は、投下固定資産額と地方税法第341条第9号に規定する固定資産課税台帳に登録された課税標準額のいずれか低い方の額(固定資産のうち土地を除く資産の取得に要した経費を対象として企業立地促進奨励金以外の奨励金その他の給付金(規則で定めるものを除く。以下この項において「給付金」という。)を交付される場合においては、投下固定資産額と当該固定資産課税台帳に登録された課税標準額のいずれか低い方の額から当該給付金の額を減じて得た額)に100分の20を乗じて得た額とし、<u>1億</u>円を限度とする。</p> <p>3 (略) 第9条～第18条 (略)</p>